

学会賞（学術研究部門）顕彰細則

（目的）

第1条 この細則は、学会賞（学術研究部門）に関し必要な事項を定め、適正な選定及び選考を行うことを目的とする。

（選定の対象者）

第2条 学会誌に掲載された論文の著者となる日本数学教育学会の個人会員。

（選定の基準）

第3条 学会誌「算数教育」、「数学教育」及び「数学教育学論究」に掲載された論文の中から、特筆に値する複数の優秀な論文によって選定する。

2 数学教育学の学術的研究の発展に対する特筆すべき寄与と、研究及び教育の充実に対し永年にわたる顕著なる功績によって選定する。

（選定委員）

第4条 学会賞（学術研究部門）選定委員は、学会各賞選考委員および選定委員規定による。

（選定方法）

第5条 学会賞（学術研究部門）は、以下のように第1項小委員会及び第2項小委員会からなる。

2 第1項小委員会は表彰年度から原則として過去20年の期間に、特筆に値する複数の執筆者とその論文をもとに候補者名簿の原案を作成する。

3 第2項小委員会は数学教育研究の推進および研究者養成等において多大な貢献が認められる者とその功績をもとに候補者名簿の原案を作成する。

4 調整委員会は第1項・第2項小委員会から提出された原案をもとに候補者名簿を作成する。

（選考方法）

第6条 調整委員会は学会各賞選考委員会に候補者名簿を提出し、学会各賞選考委員会は候補者を選考し、理事会において「受賞候補者」の承認を得る。

2 学会賞選考委員会は、理事会で受賞者が決定されたことを社員総会に報告する。

（表彰行事）

第7条 秋期研究大会において受賞者を紹介し、会長より賞状と副賞を授与する。

2 表彰年度の大会特集号並びに学会誌等に表彰者氏名等を掲載する。

（細則の変更）

第8条 この細則を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

付 則

平成26年4月1日制定

平成26年4月14日理事会承認

平成26年4月15日より施行

平成27年11月8日理事会承認

平成27年11月9日より施行